

第3期宮前区区民会議 第1回会議

～みんなで力を合わせてくらしやすい地域社会をつくろう～

日時：平成22年5月27日(木)18:00～20:00

場所：宮前区役所 4階大会議室

次 第

委嘱状交付

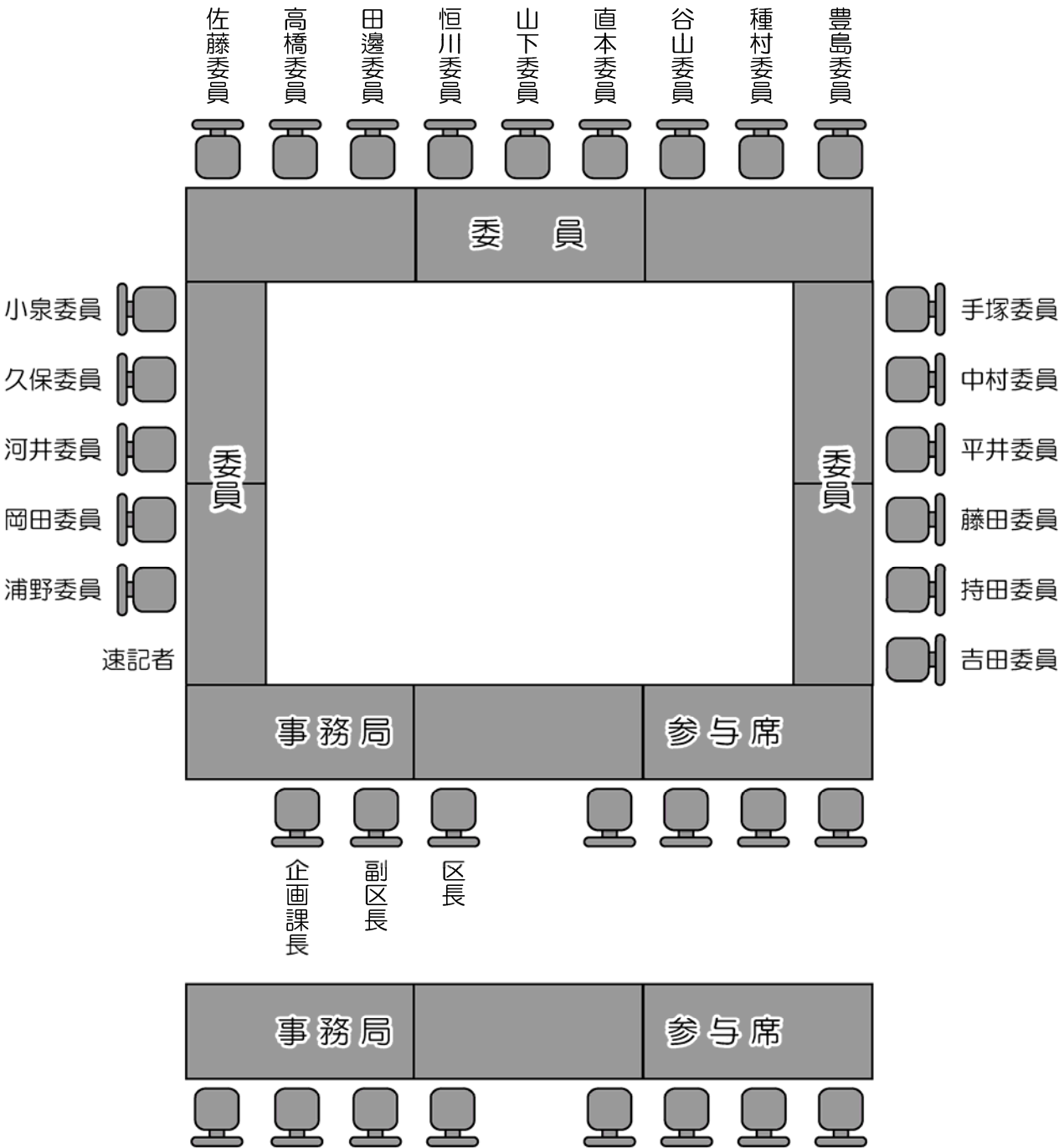
- 1 開会あいさつ
- 2 出席者紹介
- 3 第3期宮前区区民会議の進め方
- 4 正副委員長の選出
- 5 議事
 - (1) グループワークと意見交換
 - (2) 今後のスケジュール
- 6 その他

【配布資料】

- 別紙1 座席表
- 別紙2 第3期宮前区区民会議 名簿
- 別紙3 フリーメモ

- 資料1 任期2年間の流れ
- 資料2 今後のスケジュール
- 資料3 宮前区区民会議の枠組み
- 資料4 川崎市区民会議諸規定
- 資料5 事前打ち合わせ会意見まとめ

第3期宮前区区民会議 第1回会議 座席表



第3期宮前区区民会議 名簿

No.	部会		氏名	選出区分	分野	団体名等
	企画					
1			ひらい しょうこ 平井 賞子	団体推薦	①防災・地域交通	宮前区安全・安心まちづくり推進協議会
2			たなべ やすあき 田邊 保昭	団体推薦	②福祉・健康	宮前区社会福祉協議会
3			よしだ こうたろう 吉田 亨太郎	団体推薦		宮前区老人クラブ連合会
4			くぼ ひろこ 久保 浩子	団体推薦	③子育て・教育	宮前区子ども・子育てネットワーク会議
5			てしま このみ 豊島 このみ	団体推薦		宮前区民生委員・児童委員協議会
6			もちだ まさみ 持田 正美	団体推薦		宮前区地域教育会議
7			かわい あきこ 河井 明子	団体推薦	④自然・生活環境	グリーンフォーラム 21 みやまえ世話人会
8			たにやま やすはる 谷山 安治	団体推薦	⑤産業・まちの活力	宮前区商店街連合会
9			なかむら とみわ 中村 富美和	団体推薦	⑥文化・観光	宮前区文化協会
10			たねむら つねお 種村 恒夫	団体推薦	⑦地域組織・まちづくり	宮前区全町内・自治会連合会（向丘地区）
11			てづか ゆりこ 手塚 百合子	団体推薦		宮前区全町内・自治会連合会（宮前地区）
12			うらの じゅり 浦野 珠里	団体推薦	⑧地域特性	フロンタウンさぎぬま
13			おかだ りょうすけ 岡田 亮介	団体推薦		宮前区地域ポータルサイト 「みやまえぼーたろう」
14			ふじた しんご 藤田 信吾	団体推薦		宮前区まちづくり協議会
15			たかはし ひろゆき 高橋 弘幸	公 募		
16			やました ひろし 山下 浩	公 募		
17			こいずみ ひろし 小泉 博司	区長推薦		川崎市農業青年協議会（小泉農園）
18			さとう としえ 佐藤 利枝	区長推薦		第2期区民会議 公園・地域づくり部会長
19			つねかわ やすお 恒川 康夫	区長推薦		第2期区民会議 宮前区の宝さがし部会
20			なおもと たかこ 直本 享子	区長推薦		神奈川県保護司会連合会事務局長

★……委員長 ☆……副委員長

◎……部会長 ○……部会メンバー

【参与】

市議会議員

浅野 文直	織田 勝久
飯田 満	佐々木 由美子
石川 建二	平子 瀧夫
石田 康博	矢沢 博孝
太田 公子	山田 晴彦

県議会議員

持田 文男

フリーメモ

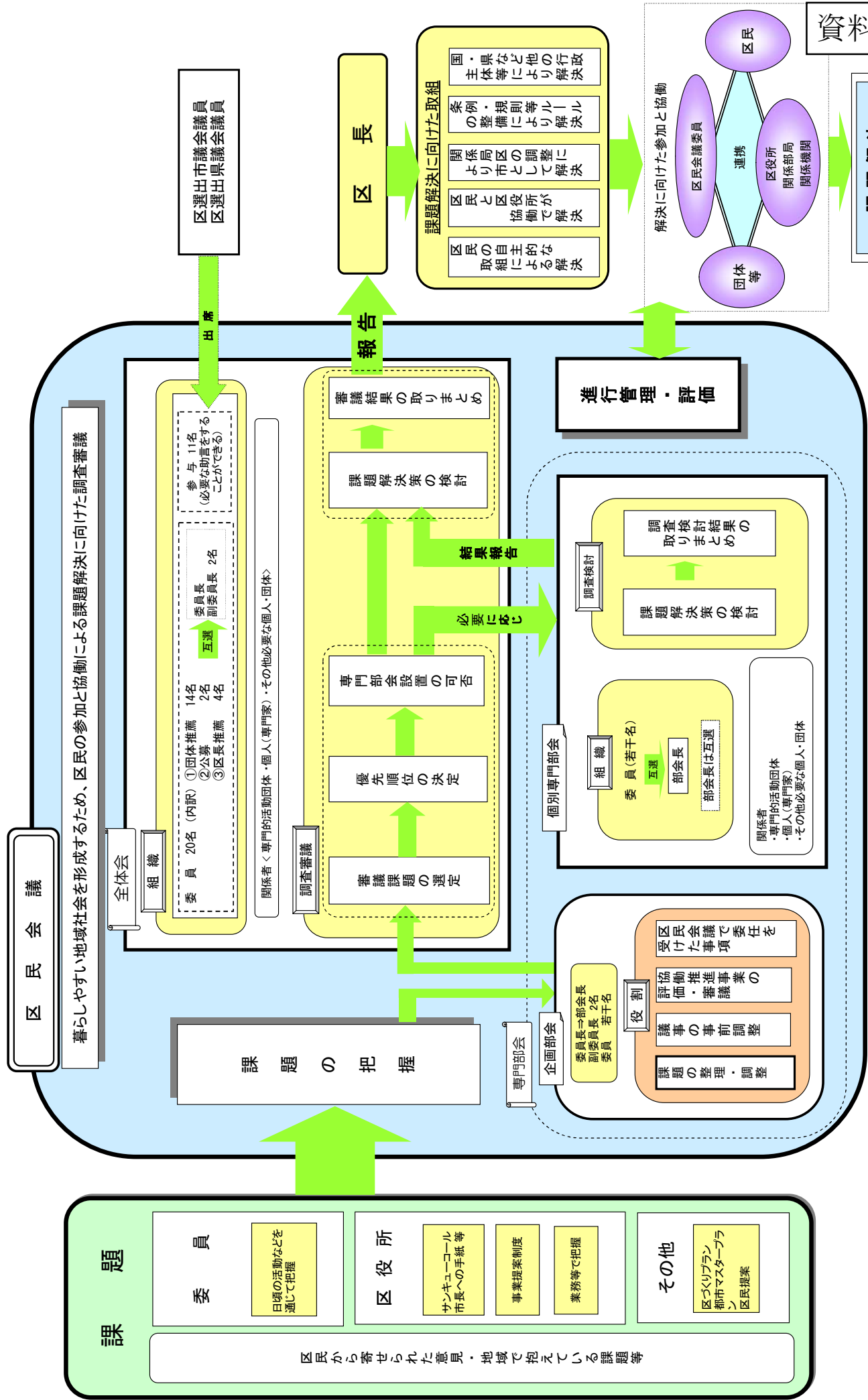
第3期宮前区区民会議 任期2年間の流れ

		平成23年度																							
		平成22年度				平成23年度																			
		課題出しと審議テーマ選び				現状の洗い出しや先進事例等のリサーチ				アイデア出しと具体的解決策の検討				プランづくり				第3期まとめ							
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
進行 目安	事前打ち合わせ																								
	第1回全体会 27日																								
	第2回全体会 3日																								
	【専門部会発足】 ・各テーマについての現状調査 ・目指すべき姿や理想像の確認																								
	第3回全体会 9・12日																								
	・解決すべき課題の洗い出し ・先進事例のリサーチ等																								
	第4回全体会 10・14日																								
	フォーラム・中間報告																								
企画部会																									
A部会																									
B部会																									
	第5回全体会																								
	第6回全体会																								
	区長への提案																								
	第7回全体会																								
	第8回全体会																								
	フォーラム・総括報告																								

第3期宮前区区民会議 今後のスケジュール

5/11 打ち合わせ	5/27 全体会①	6/29 テーマ検討会	7/21 企画部会	8/3 全体会②
<p>●区民会議の概要 ●任期2年間の流れ確認 ●審議テーマ決定までの進め方 ●各委員の自己紹介と意見交換 ●アイデア出し ●正副委員長候補の選任</p> <p>アイディア出しと意見交換① 区民会議の概要について</p>	<p>●委嘱 ●正副委員長選出 ●審議テーマを決めるためのグループワーク(2グループ) ●各グループ発表 ●全員で意見交換 ●6月～8月の日程確認</p> <p>グループワークと意見交換②</p>	<p>●審議テーマ選びの方向性確認 ・区民会議で取り組むべきこと ・区民会議だからこそでできること ・第3期メンバーだからこそ取り組めること ●既に把握された課題との突合 ●課題の分類と関連付け</p> <p>意見の分類と関連付け テーマ選びの方向性確認</p>	<p>●各テーマの優先順位付け ●審議テーマ・企画部会案づくり</p> <p>審議テーマ案づくり テーマの優先順位付け</p>	<p>●審議テーマ決定 ●所属部会決定 ●プレ部会開催 ・部長選出 ・審議テーマについて自由に意見交換 ・部会日程決め ●11月の全体会日程決め</p> <p>専門部会発足・プレ部会開催 審議テーマ決定</p>
<p>進行目安</p>	<p>※6月の検討会は参加者に制限はありません。ぜひみなさん御参加ください。</p>			

宮前区区民会議の仕組み



川崎市市民会議諸規程

川崎市自治基本条例

市民と自治体、自治体と国等との関係などを明確にし、地域の課題を地域で解決できるような区及び区役所の方向性を示すなど、市政運営の基本的なルールを定める

第22条
区民会議

区民会議条例

区民会議を設置するために必要な各区に共通する基本的な事項を定める



川崎市長が定めるもの

区民会議条例
施行規則

条例で定めるもののほか、各区に共通する区民会議の組織に関し必要な事項を定める
(活動分野、専門部会等に関する事)

区民会議が定めるもの

宮前区区民会議
運営要領

宮前区区民会議の運営に関し必要な事項を定める
(会議の開催回数、開催時期等に関する事)



宮前区長が定めるもの

宮前区区民会議要綱

条例及び規則で定めるもののほか、宮前区区民会議の組織に関し必要な事項を定める
(審議課題の選定、推薦団体の選出、区長推薦等に関する事)

宮前区区民会議
委員公募要領

区民会議委員の公募に関し必要な事項を定める
(公募委員数、応募資格、応募方法等に関する事)

宮前区区民会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市区民会議条例施行規則（平成18年川崎市規則第28号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、区民会議の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議課題)

第2条 区民会議は、規則第2条の規定に基づき把握した課題のほか、広く区民から区における地域社会の課題を把握するよう努めるものとする。

2 区民会議が規則第2条の規定に基づき把握した課題及び前項で把握した課題については、区における地域社会の課題として、調査審議の対象とする。

3 区民会議は、調査審議の結果について、課題ごとに解決策を取りまとめ、速やかに区長へ書面で報告するものとする。また、任期末には、審議継続中の事項を含め必要な事項について、区長に書面で報告するものとする。

(団体推薦委員)

第3条 区長は、川崎市区民会議条例（平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）第4条第2項第1号の規定による委員について、規則第3条各号に掲げる分野から区の実情に応じ選定を行うものとする。

2 区長は、地域社会の課題の解決を図る上で、課題の解決の担い手として、各活動分野での活動実績や意欲のある団体、区内を広く活動範囲とする団体等のうちから区民会議の推薦団体として選定し、委員の推薦を依頼する。

3 区長は、性別、世代、地域のバランス等を考慮し、必要に応じて推薦団体に対し、委員の推薦条件を申し入れるものとする。

(委員の推薦)

第4条 推薦団体は、区長から委員推薦依頼を受けたときは、宮前区区民会議委員推薦書（第1号様式）により、速やかに委員の推薦を行う。

2 推薦する委員は、その団体に所属する者でなければならない。

3 第1項の規定により推薦され、委員の就任を承諾する者は、宮前区区民会議委員就任承諾書（第2号様式。以下「就任承諾書」という。）を区長に提出するものとする。

4 推薦団体が委員を変更したい場合には、宮前区区民会議委員推薦変更届（第3号様式）を区長に提出するものとする。

(公募委員)

第5条 条例第4条第2項第2号の規定による委員の公募について、人数、資格、任期及び選考方法等必要な事項は、区長が別に定める。

2 前項の規定により選任され、委員の就任を承諾する者は、就任承諾書を区長に提出するものとする。

(区長推薦委員)

第6条 区長は、条例第4条第2項第3号の規定による委員について、性別、世代、地域のバランス等、を考慮し、規則第3条各号に掲げる分野を横断的につなぐ視点や、区における地域社会の課題を総合的な観点から捉えることができる者などのうちから委員を推薦するものとする。

2 前項の規定により推薦され、委員の就任を承諾する者は、就任承諾書を区長に提出するものとする。

(委員の再任)

第7条 区民の区民会議への参加機会を確保するとともに、区民会議の活性化を図るため、委員の再任回数については、1回とする。

2 前項の規定にかかわらず、公募により選出された委員については、再任はしないものとする。

(委員長及び副委員長)

第8条 区民会議に委員長及び副委員長2名を置く。

2 委員長及び副委員長は、課題の解決に向けた区民会議の円滑な運営に努めるものとする。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期終了までとする。

4 前項の規定にかかわらず、委員長又は副委員長が欠けたときは、補うことができる。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。

5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

(専門部会)

第9条 条例第7条に規定する専門部会の設置は、検討課題に応じ、委員長が区民会議に諮りこれを決定する。

2 前項の規定に基づき、専門部会を設置する場合には、委員長は、専門部会を構成する人数及び委員の選任について区民会議に諮り決定する。

3 専門部会は、部会長のほか、複数の委員で構成するものとする。

4 専門部会は、調査検討状況について、区民会議へ随時報告するものとし、調査検討の結果を取りまとめた場合には、速やかに区民会議へ書面で報告するものとする。また、任期末には、調査検討中の事項を含め必要な事項について、区民会議に書面で報告するものとする。

5 委員長は、前項の規定に基づき専門部会から調査検討結果の報告を受けた場合は、必

ずこれを区民会議に諮り、その取扱いを決定する。

(関係者の出席)

第10条 区民会議及び専門部会へ関係者を出席させるときは、それぞれ区民会議及び専門部会へ諮るものとする。

(区長の役割)

第11条 区長は、区における暮らしやすい地域社会の形成のため、広く地域社会の課題の把握に努めるものとする。

2 区長は、調査審議の結果及びこれに対する取組状況等について、市政だより、ホームページ等により区民への周知に努めるものとする。

3 区長は、広く区民の参加を図るため、区民会議の制度や区民会議及び専門部会の開催日時その他必要な事項について、積極的に区民への発信に努めるものとする。

(庶務)

第12条 区民会議の庶務は、宮前区役所企画課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

宮前区区民会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市区民会議条例（平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、宮前区区民会議（以下「区民会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査審議)

第2条 区民会議委員は、条例第1条の区民会議の目的を達成するため、地域社会が抱える課題の把握に努めるとともに、課題の解決に向け十分な調査審議を行うものとする。

2 区民会議は、区民会議要綱第2条で審議対象とした課題については、区民会議での調査審議にかかわらず、随時、その課題の解決に向けた取組状況等の報告を区長に求めることができるものとする。

(会議運営)

第3条 区民会議は、原則として年4回開催するものとし、区民会議委員、区民会議参与及び傍聴者が参加しやすい時期、時間帯に配慮する。

2 区民会議の調査審議は、出席委員の一致により決することを原則とし、委員長がこれにより難いと認める場合は、出席委員の3分の2以上の賛成により、区民会議の調査審議結果とすることができる。

(専門部会)

第4条 区民会議に、課題の整理及び調整、議事の事前調整、協働推進事業の評価及び審議を行うため、常設の企画部会を置き、課題を調査審議するため、必要に応じて個別専門部会を置く。

2 企画部会は、委員長、副委員長及び委員若干名で構成し、個別専門部会は、委員若干名をもって構成するものとする。

3 専門部会を構成する委員は、委員の自薦及び他薦によるものとし、それによりがたい場合は、委員長の指名とする。

4 専門部会は、部会長が必要に応じて招集し、部会長はその部会の議長となる。

5 部会長は、専門部会において十分な課題の調査検討が尽くされるよう努めるものとし、調査検討状況については、区民会議へ随時報告をし、調査検討の結果を取りまとめた場合には、速やかに委員長へ書面にて報告するものとする。

6 専門部会の調査検討の結果は、出席部会員の一致により決することを原則とする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、区民会議の運営に関して必要な事項は、委員長が区民会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成18年7月20日から施行する。

